

「舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針(案)」
に関するパブリック・コメントの実施について

本市では、第7次舞鶴市総合計画後期実行計画において、「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」として、「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進」を掲げています。

具体的には性別や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしくかがやける社会づくりのため、多様性に対する理解と認識を広げる取組みの一環としてパートナーシップ制度の検討を進めています。

この度、「舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針(案)」をまとめましたので、市のパブリック・コメント手続制度に基づき、意見募集を行います。

意見募集期間	令和7年1月27日(月)～2月25日(火)まで
計画素案の公表方法	市政情報コーナー(市役所本館1階)、人権啓発推進課(市役所本館2階)、男女共同参画センター、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、まなびあむ、大浦・城南会館、東・西図書館、北浜・市場・荒田・長浜市民交流センター、福来コミュニティセンターで閲覧できます。市ホームページにも掲載しています。
意見提出対象者	舞鶴市民に限らず、どなたでも提出できます。
意見の提出方法	意見書(様式自由)に「舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針(案)に対する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号及び意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。 (1)郵送：〒625-8555 舞鶴市人権啓発推進課(住所記載不要) (2)FAX：0773-62-9891 (3)電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp (4)直接持参：人権啓発推進課(市役所本館2階) ※匿名、電話、口頭による意見は受付できませんので、ご注意ください。
提出意見の取り扱い	意見募集期間終了後、提出された意見の概要、意見に対する市の考え方を整理し、公表します(氏名等は公表しません)。なお、提出された個々の意見に対して、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
問い合わせ先	舞鶴市人権啓発・地域づくり室人権啓発推進課 電話：0773-66-1022 FAX：0773-62-9891 電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針(案) <概要>

【制度の概要】

戸籍上の性別が同一である2者が互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度

また、パートナーシップにある者が、その一方又は双方の子(養子を含む。)及び親(養親及びその配偶者を含む。)を含めて家族としたことを市が公に証明する制度

【制度の背景】

第7次舞鶴市総合計画後期実行計画において、「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」として、「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進」を掲げています。具体的には、性別や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしくかがやける社会づくりのため、多様性に対する理解と認識を広げる取組みを推進し、パートナーシップ制度の検討をすると位置付けたため導入を進めるもの

1 対象者の要件

パートナーシップの場合

- (1) 双方が成年であること
- (2) いずれか一方が市内在住されていること
- (3) 婚姻をしていないこと
- (4) 宣誓者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと
- (5) 宣誓者同士が近親者(直系血族など)でないこと

ファミリーシップの場合

- (1) パートナーシップ宣誓者の子又は親であること

2 市が発行する書類

- (1) パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- (2) パートナーシップ宣誓証明カード又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

3 制度導入によりできること・できないこと

【できること】

■ 行政サービス

市営住宅に家族として入居可能、市立舞鶴市民病院での親族同様の対応が可能

■ 民間サービス

生命保険の受取人、携帯電話の家族割引、住宅ローンにおいて収入合算など

※各民間事業者の判断となります

■ 自治体間の連携(協定自治体)

同様の制度を有する自治体に転出した場合は宣誓が継続

【できないこと】

- 相続など財産上の権利や税金の控除、扶養の義務の付与

4 今後のスケジュール

- 1月27日(月)～2月25日(火) : パブリックコメント(実施)
- 3月 : 要綱策定
- 4月 : パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 導入

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度に関する指針（案）

人権啓発推進課

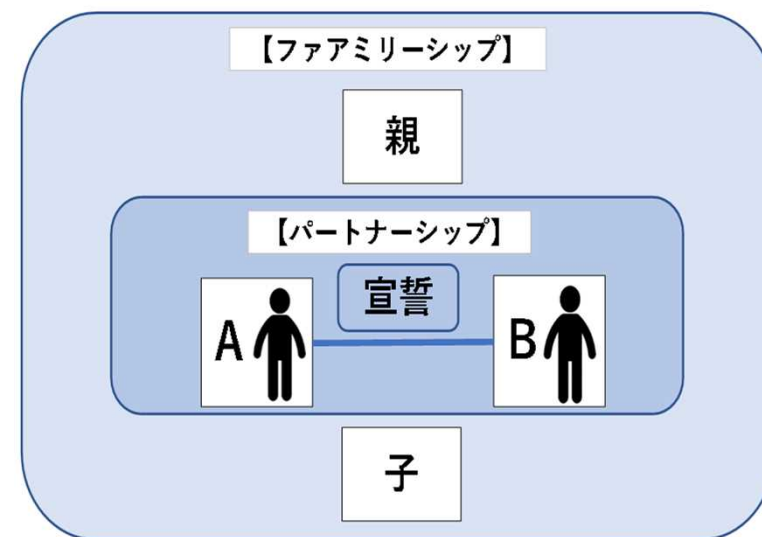
制度の概要

パートナーシップ：戸籍上の性別が同一である2者が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度

ファミリーシップ：パートナーシップにある者が、その一方又は双方の子（養子を含む。）及び親（養親及びその配偶者を含む。）を含めて家族としたことを市が公に証明する制度

※この制度は、婚姻とは異なり法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

パートナーシップ・ファミリーシップの範囲



制度導入の背景

第7次舞鶴市総合計画後期実行計画において、「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」として「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進」を掲げています。

具体的には、「性別や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしくかがやける社会づくりのため、多様性に対する理解と認識を広げる取組みを推進し、パートナーシップ制度を検討する」との位置付けに基づき、この度、導入を進めるものです。

制度導入の意義

「パートナーシップ宣誓制度」を導入することにより、性的マイノリティが抱える不安や生きづらさの解消を目指すとともに、多様な性のあり方について地域社会の理解を促進し、誰もが個性を尊重しながら自分らしく暮らすことができる社会の構築に寄与するものです。

また、この制度をより当事者の想いに寄り添ったものとするため、「パートナーシップ宣誓制度」と併せて「ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

同性パートナーやその親又は子どもも含め、支え合う関係を家族として認めていくことは、パートナーシップ関係の当事者だけでなく、その家族が抱える生きづらさや困難の解消にもつながり、家族として安心して暮らすことができる社会づくりにつながるものです。

対象者の要件

<p>パートナーシップ</p>	<p>(1)双方が成年であること (2)いずれか一方が市内に在住 (3)婚姻をしていないこと (4)宣誓者以外の者とパートナーシップ関係がないこと (5)宣誓者同士が近親者（直系血族など）ではないこと</p>
<p>ファミリーシップ</p>	<p>(1)宣誓者の子（養子を含む）又は親（養親及びその配偶者を含む。）</p>

※詳細は今後実施要綱にて明記

手続の流れ

① 宣誓の希望日を予約



② 宣誓書と必要な書類を市（人権啓発推進課）に提出



③ 「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を交付

※手続を進める際には当事者のプライバシーに十分配慮した対応に努めます

必要書類

- 宣誓書
- 住民票の写し
- 婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※詳細は今後実施要綱にて明記

「パートナーシップ宣誓証明書」 様式（案）

登録番号	第		号
	年	月	日
舞鶴市パートナーシップ宣誓証明書			
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者		
様		様	
宣誓日	年	月	日
ここに二人が、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の御多幸を祈念いたします。			
			舞鶴市長 印

「パートナーシップ宣誓証明カード」 様式（案）

(表面)

舞鶴市パートナーシップ宣誓証明カード			
登録番号	第		号
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者		
様		様	
宣誓日	年	月	日
舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
			舞鶴市長 印

(裏面)

証明カードの提示を受けられた方へ	
舞鶴市では、全ての市民が多様な性のあり方を理解し、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を図るため、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。 本制度は、法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分御理解いただけますようお願いいたします。 また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。	
備考(表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。)	

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」 様式（案）

登録番号 第 号 年 月 日	
舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書	
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者
様	様
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様	様
様	様
様	様
宣誓日	年 月 日
ここにお二人が、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。 これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の御多幸を祈念いたします。	
舞鶴市長	印

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」 様式（案）

（表面）

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	
登録番号 第 号	
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者
様	様
宣誓日	年 月 日
舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。	
年 月 日	印
舞鶴市長	

（裏面）

証明カードの提示を受けられた方へ

舞鶴市では、全ての市民が多様な性のあり方を理解し、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を図るため、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。
本制度は、法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。
また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様	様
様	様
様	様

備考(表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。)

■ 制度導入によりできること・できないこと

できる
こと

- **行政サービス**
市営住宅に家族として入居可能、市立舞鶴市民病院での親族同様の対応が可能
※その他のサービスについても今後検討予定
- **民間サービス**
生命保険の受取人、携帯電話の家族割引、住宅ローンにおいて収入合算など
※各民間事業者の判断となります
- **自治体間の連携（協定自治体）**
同様の制度を有する自治体に転出した場合は宣誓が継続

できない
こと

- **相続など財産上の権利や税金の控除、扶養の義務の付与**
(法律上の婚姻で生じる法的な権利や義務)

その他

- **住民票の続柄記載（「夫・妻（未届）」）**
国の見解や動向を注視しながら、今後、実施時期等について検討する

今後のスケジュール

日程（予定）	内容
1月27日～2月25日	パブリックコメント
3月	要綱策定
令和7年4月	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 導入